議案第６４号

区議会提出議案に関する意見聴取
（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和８年１１月１０日

（提出者）
世田谷区教育委員会
教育長　知久　孝之

（提案説明）
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

世教総
第 246 号
8.11.-4
世田谷区教育委員会
収 受 印

８世総第４８７号
令和８年１１月４日

世田谷区教育委員会
教育長　知久　孝之　様

世田谷区長　保 坂　展 人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）」第２９条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

１　件　　名
（１）職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
（２）幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
（３）幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
（４）公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

２　案　　文
別紙のとおり

３　提案議会
令和８年第４回世田谷区議会定例会

４　回答期限
令和８年１１月１０日（火）

５　担　　当
総務部総務課総務係　小林　内線２０６４

議案第　　号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２５日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　生理休暇の名称を変更するとともに、学校教育法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１０年３月世田谷区条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項中「副園長」の次に「、主務教諭」を加える。

第１５条第１項各号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年３月12日条例第14号	○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年３月12日条例第14号
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。 ２　教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第２条第１項に規定する教育公務員（世田谷区立幼稚園の園長、副園長、主務教諭、教諭及び養護教諭に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。 ２　教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第２条第１項に規定する教育公務員（世田谷区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。
（特別休暇） 第15条　任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 （１）　地方公務員法第22条の３第１項の規定により臨時的に任用された職員及び育児休業法第６条第１項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要する者に限る。）　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 （２）　前号に掲げる職員以外の職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休	（特別休暇） 第15条　任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 （１）　地方公務員法第22条の３第１項の規定により臨時的に任用された職員及び育児休業法第６条第１項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要する者に限る。）　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 （２）　前号に掲げる職員以外の職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の

改正後	改正前
暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 附　則（令和　年　月　日条例第　号） この条例は、令和９年４月１日から施行する。	看護等休暇及び短期の介護休暇